

国民健康保険・後期高齢者医療保険制度に加入中の皆さんへ 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金

新型コロナウイルスに感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、療養のため働くことのできない期間、傷病手当金を支給します。支給を受けるためには、申請が必要です。

- **対象** 新型コロナウイルスに感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、療養のため働くことができない方(ただし、給与の支払いを受けている方に限ります)
- **支給期間** 働けなくなった日から起算して3日経過した日から、復帰するまでの期間
- **支給額** 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を労務日数で割った金額×3分の2×支給対象となる日数で算出された額(ただし、給与などの全部または一部を受けることができる場合などは、支給額が調整されるなど、全額支給されない場合があります)
- **適用期間** 令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で療養のため働くことのできない期間(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで)
- **注意事項** 申請には、医師の証明書(医療機関を受診した場合のみ)と事業主の証明書が必要です。医師の証明書は有料です。詳しくは医療機関にお問い合わせください。
- **申請・問い合わせ先** まずは電話で相談してください。
 - ▽ 住民福祉課国保年金係 ☎(48) 1111 (内1116・1117・1118)
 - ▽ 住民福祉課福祉医療係 ☎(48) 1111 (内1119・1120)

国民健康保険・介護保険加入の皆さんへ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免申請

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた加入者の国民健康保険税と介護保険料の減免申請を受け付けます。令和2年度の納税・保険料通知書が届いてから申請してください。

- **対象保険税・保険料**
令和元年度第8期・令和2年度第1期～第8期
(納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの)
- **対象者**
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国民健康保険加入世帯と65歳以上の介護保険加入者で次の①、②のどちらかを満たす場合、申請によって国民健康保険税・介護保険料が減免されます。
 - ① 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の**事業収入等(※1)**が、前年と比べて30%以上減少することが見込まれ、かつ**一定の条件(※2)**を満たす世帯
- ※1 事業収入等とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のことです。
- ※2 町のホームページで一定の条件(所得要件)や詳しい申請方法を確認していただくか、住民福祉課国保年金係・健康介護課介護保険係までお問い合わせください。
- **問い合わせ先**
 - ▽ 住民福祉課国保年金係 ☎(48) 1111 (内1116・1117・1118)
 - ▽ 健康介護課介護保険係 ☎(48) 1111 (内1125・1126・1131)

休業協力金の申請

- ① 愛知県の休業協力要請にご協力いただき、協力金の申請を希望する事業者の方(協力金50万円)
 - **申請期限** 6月30日(火)
 - **ホームページ** <http://www.town.agui.lg.jp/ka/corona-support.html>
 - ② 理容業・美容業で自主的に休業し、協力金の申請を希望する事業者の方(協力金10万円)
 - **申請期限** 7月31日(金)
 - **ホームページ** <http://www.town.agui.lg.jp/ka/ribiyou.html>
- ※ 対象者、申請方法、必要書類などの詳細については各ホームページをご覧ください。
- **問い合わせ先** 産業観光課商工労政係 ☎(48) 1111 (内1225・1227)